

※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※講習料金は、テキスト代を含みます。(移動式クレーン運転実技教習はA・Kのみテキスト代含む) ※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金適用コースの場合でも講習料金は変わりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。

1 移動式クレーン運転実技教習 (定員8名) つり上げ荷重に制限なくすべての移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 千登録 第414号 / 有効期間: 2030.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金	
A	短期集中コース 実技フリーコース (電話予約のみ)	6 学科:★ 実技:90日間以内	25(16/9) 17(8/9)	特になし(学科、実技とも受講する方)	—	—	131,700円	3,300円	135,000円
B	短期集中コース 実技フリーコース (電話予約のみ)	6 実技:90日間以内	9(—/9)	学科試験合格者(実技のみ受講する方)	—	—	108,000円	—	108,000円
K		6	16(16/—)	実技教習修了者(学科のみ受講する方)	—	—	46,700円	3,300円	50,000円

・Bコースは移動式クレーン運転学科試験合格通知書(ハガキ)が必要です。Kコースは実技修了証と移動式クレーン運転学科試験不合格通知書(ハガキ)が必要です。
 (備考) ・**学**は関東安全衛生技術センターの学科試験日です。
 ★Aコース学科試験予定日:2025年11月5日、2026年1月16日、3月12日/フリーコース学科:2025年10月26日、2026年1月6日、3月1日(変更する場合がありますのでお問い合わせください)

2 小型移動式クレーン運転技能講習 つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 千登録 第422号 / 有効期間: 2030.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
I	3	20(13/7)	特になし	○	○	51,300円	1,700円	53,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	46,300円	1,700円	48,000円

3 床上操作式クレーン運転技能講習 つり上げ荷重が5トン以上で床上で運転し、運転者が荷とともに移動するクレーンの運転 登録番号: 千登録 第466号 / 有効期間: 2030.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
L	3	20(13/7)	特になし	○	○	51,200円	1,800円	53,000円
P	3	16(10/6)	●移動式クレーン、デリックまたは揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	46,200円	1,800円	48,000円

4 玉掛け技能講習 つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務 登録番号: 千登録 第424号 / 有効期間: 2030.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
H	3	19(12/7)	特になし	○	○	26,700円	1,300円	28,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	23,700円	1,300円	25,000円
H9	4	27(17/10)	特になし(玉掛け技能講習Hコースとクレーン運転特別教育Tsコースを同時に受講できるコースです)	○	—	38,000円	3,000円	41,000円
H12	4	25(18/7)	Hコースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	45,200円	3,700円	48,900円
H13	3.5	20.5(13.5/7)	H1コースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	41,000円	3,700円	44,700円

5 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 千登録 第416号 / 有効期間: 2030.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
N	6	38(13/25)	特になし	○	—	111,600円	1,400円	113,000円
D	3	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	51,600円	1,400円	53,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	○	44,600円	1,400円	46,000円

6 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(基礎工事用)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 千登録 第546号 / 有効期間: 2030.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
G	4	25(10/15)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)(基礎工事用)(解体用)運転いずれかの特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	114,800円	3,200円	118,000円
E	2	9(4/5)	移動式クレーン運転士免許保有者	○	—	50,800円	3,200円	54,000円

7 車両系建設機械(解体用)運転技能講習		機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転(道路上の走行を除く)		登録番号:千登録 第420号/有効期間:2030.3.28				
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
O2	1	5(3/2)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方	○	—	23,700円	1,300円	25,000円

8 高所作業車運転技能講習		作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上の走行を除く)		登録番号:千登録 第428号/有効期間:2030.3.28				
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
S	2.5	17(11/6)	特になし	○	—	51,500円	1,500円	53,000円
U	2	14(8/6)	●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車いずれかの運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)(基礎工用)(解体用)運転いずれかの技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●フォークリフト運転技能講習修了者 ●ショベルローダー等運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定合格者	○	○	45,500円	1,500円	47,000円
R	2	12(6/6)	●移動式クレーン運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	○	—	43,500円	1,500円	45,000円

9 不整地運搬車運転技能講習		最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行を除く)		登録番号:千登録 第418号/有効期間:2030.3.28				
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
X	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)	○	—	44,100円	1,900円	46,000円

10 フォークリフト運転技能講習		最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行を除く)		登録番号:千登録 第426号/有効期間:2030.3.28				
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
F4	5	35(11/24)	特になし	—	—	54,600円	1,400円	56,000円
F3	4	31(7/24)	普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者	—	○	46,600円	1,400円	48,000円
F2	3	15(11/4)	自動車運転免許を保有せず、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転特別教育修了後に6ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)★	—	—	33,600円	1,400円	35,000円
F1	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者(カタピラ車限定は不可) ●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者で、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)★	—	—	23,600円	1,400円	25,000円
F4V	6	40.5(16.5/24)	F4コースと同じ(ベトナム語コース)	—	—	87,400円	4,100円	91,500円

(備考) ★F1、F2コースは、事業者証明として受講申込書の実務経験証明欄に証明する事業者による署名捺印のうえ、実務経験に使用したフォークリフトの特定自主検査表と実機の写真を添付しご提出ください。

11 ガス溶接技能講習		アセチレンガスなどの可燃性ガス及び酸素を使用して行うガス溶接・溶断の業務		登録番号:千登録 第429号/有効期間:2030.3.28				
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
V	2	13(8/5)	特になし	○	—	23,900円	1,100円	25,000円
V3	3	17(12/5)	Vコースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	39,500円	3,800円	43,300円

12 はい作業主任者技能講習		高さ2m以上の「はい(倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷)」の「はい付け」または「はいくずし」の作業現場に必要な資格		登録番号:千登録 第501号/有効期間:2030.3.28				
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
Z	2	12(12/0)	満18歳に達してからの「はい付け」または「はいくずし」の作業に3年以上の実務経験を有する方(事業者証明が必要)	—	—	21,200円	1,800円	23,000円



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※講習料金は、テキスト代を含みます。(移動式クレーン運転実技教習はA・Kのみテキスト代含む) ※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金適用コースの場合でも講習料金はわかりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの 修了証即日交付可能

受講者20名様以上から出張講習いたします

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	—	12,000円	1,000円	13,000円
Ty	アーク溶接等	3	21(11/10)	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断などの業務	○	—	25,500円	1,500円	27,000円
Tl	低圧電気取扱業務	2	14(7/7)	交流600V以下、直流750V以下の充電電路の敷設や修理、低圧の電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	○	—	18,800円	1,200円	20,000円
Tt	電気自動車等の整備の業務	1	7(6/1)	対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務	—	—	13,500円	1,500円	15,000円
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6(4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	—	—	13,900円	1,100円	15,000円
2h1	チェーンソーによる伐木等	3	18(9/9)	チェーンソーによる伐木などの業務	—	—	26,300円	1,700円	28,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用)運転及び掘削用	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	16,900円	1,100円	18,000円
Tv	ローラー(締固め用)	2	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	—	16,300円	1,700円	18,000円
Tz	高所作業車運転	1.5	9(6/3)	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	16,500円	1,500円	18,000円
Tw	巻上げ機運転	1.5	10(6/4)	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイス、エアホイス及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転業務	○	—	16,700円	1,300円	18,000円
Ts	クレーン運転	2	13(9/4)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン(移動式クレーンは除く)の運転業務	○	—	16,300円	1,700円	18,000円
Tj	酸素欠乏・硫化水素危険作業	1	5.5(5.5/—)	タンク、マンホール、たて抗などの酸素欠乏危険作業及び硫化水素危険作業	○	—	11,400円	1,600円	13,000円
Ti	粉じん作業	1	4.5(4.5/—)	粉じん、ヒュームなどの発生する作業に係る業務	○	—	11,000円	1,000円	12,000円
Th	石綿使用建築物等解体等	1	4.5(4.5/—)	石綿などが使用されている建築物、工作物の解体改修作業に係る業務	○	—	11,000円	1,000円	12,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者	1	6(6/—)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床面上における補助作業の業務を除く)	○	—	11,000円	1,000円	12,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	—	13,100円	900円	14,000円
2aa1	林業機械(伐木等機械)運転	2	12(6/6)	伐木等機械の運転の業務	—	—	46,000円	4,000円	50,000円
2cc1	林業機械(簡易架線集材装置等)運転	2	14(6/8)	簡易架線集材装置の運転または架線集材機械の運転の業務	—	—	46,000円	4,000円	50,000円

安全衛生教育等 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの 修了証即日交付可能

受講者20名様以上から出張講習いたします

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者	助成金	給付金	受講料	テキスト代	講習料金
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/—)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	—	—	20,200円	1,800円	22,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	—	—	11,700円	1,300円	13,000円
3g	振動工具取扱作業	1	4(4/—)	振動工具を用いて作業をする方	—	—	10,500円	1,500円	12,000円
3l	丸のこ等取扱作業従事者	1	4(3.5/0.5)	丸のこを用いて作業をする方	—	—	10,700円	1,300円	12,000円
5j	騒音障害防止対策管理者	0.5	3(3/—)	騒音作業場の管理者	—	—	10,200円	1,800円	12,000円
3y	有機溶剤業務従事者	1	4.5(4.5/—)	化学製品の製造、印刷、塗装、接着、洗浄などで有機溶剤を使用する方	—	—	11,400円	1,100円	12,500円
3q	熱中症予防(管理者用)	0.5	3.5(3.5/—)	高温多湿作業場所において作業を管理する方及び労働者の方	—	—	8,400円	1,600円	10,000円
5d	職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業向け)	1	5.7(5.7/—)	●職長・安全衛生責任者教育修了後、 おおむね5年経過 した方 ※平成18年3月31日以前に修了している場合は、危険性または有害性などの調査とその低減措置を含む安全衛生教育を修了している必要があります。	—	—	11,800円	1,200円	13,000円